- 被告A1及び同B1は,連帯して,原告兼原告亡C1訴訟承継人C2に対し,8453万0446円,原告亡C 承継人C3に対し,2817万6815円,及びこれらに対する平成11年12月2日から各支払済みまで年5 1訴訟承継人C3に対し、
- イ部品が経入しるに対し、2817万0813日、及びこれらに対する平成11412月2日から各支払済がより43分の割合による金員を支払え。 2 被告Dは、原告兼原告亡C1訴訟承継人C2に対し、7224万8926円、原告亡C1訴訟承継人C3に対し、2408万2975円、及びこれらに対する平成11年12月2日から各支払済みまで年5分の割合による金員を 支払え。
- 支払え。 3 原告兼原告亡C1訴訟承継人C2及び原告亡C1訴訟承継人C3の被告A2及び同A3に対する請求並びに被告 A1、同B1及び同Dに対するその余の請求をいずれも棄却する。 4 訴訟費用については、原告兼原告亡C1訴訟承継人C2及び原告亡C1訴訟承継人C3に生じた分はこれを20分し、その3を同原告らの、その余を被告A1、同B1及び同Dの負担とし、被告A1及び同B1に生じた分は、それぞれこれを4分し、その1を原告兼原告亡C1訴訟承継人C2及び原告亡C1訴訟承継人C3の、その余を同被告らの各自負担とし、被告Dに生じた分はこれを6分し、その1を原告兼原告亡C1訴訟承継人C2及び原告亡C1訴訟承継人C2及び原告亡C1訴訟承継人C3の、その余を同被告の負担とし、被告A2及び同A3に生じた分は原告兼原告亡C1訴訟承継人C2及び原告亡
- C 1訴訟承継人C3の負担とする。 5 この判決の第1項及び第2項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

- から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 第2 事案の概要 本件は、被告A1(以下「被告A1」という。)、被告B1(以下「被告B1」という。)及び分離前相被告E1(以下「E1」といい、これらの3名を「加害者ら」という。)により、約2か月にわたり監禁され、金員強取、傷害等の行為を加えられた上、平成11年12月2日に殺害されるに至った亡F(以下「F」という。)の遺族であるという。)が、被告A1及び被告B1については、上記の一連の不法行為に基づいてFを死亡させたとして、の遺族であるというなどしたとして、被告A1の両親である被告A2(以下「補告A2」という。)及び被告A3(以下「被告A3)以下「その金員を多したとして、被告A1の両親である被告A2(以下「被告A2」という。)及び被告A3(以下「被告A3)とならにう。)については、被告A1の両親である被告A2(以下「被告A2」という。)及び被告A3(以下「被告A3)、次の前果Fを死亡させたとして、被告A1に対する適切な監督を怠った過失があり、その結果Fを死亡させたとして、被告A1、被告B1、被告A2及び被告A3に対して、連帯して、強取金、休業損害、生前の傷害行為等についての慰謝料及びF死亡による逸失利益、慰謝料等の損害賠償金並びにこれに対するFが死亡した日からされていることをD県警察官が十分認識し、又は認識し得たにもかかわらず、独告A2及び被告A3と連帯して、F死亡による逸失利益、慰謝料等の損金を入びさき、上記被告A1、被告B1、被告A2及び被告A3と連帯して、F死亡による逸失利益、慰謝料等の債金及びこれに対するFが死亡した日から支払済みまでの民法所定の遅延損害金の支払を、それぞれ求めた事案である。)(1)当事者等
 - (1) 当事者等

- Fを知った(甲27)
- 下を知った(甲27)。 カ原告C3は、原告C2と亡C1との間の長女であり、Fの姉である。原告C2及び亡C1は、Fの死亡により、各々2分の1の割合でFの権利を相続により承継した。亡C1は、平成14年9月11日に死亡し、原告C2及び原告C3が、相続により、各々2分の1の割合で亡C1の地位を承継した。 (2) Fの死亡に至る経緯(なお、日時については、特に明示しない限り、平成11年を指し、以下同様とする。) ア被告A1は、9月下旬から被告B1、E1と一緒に行動し、二人に消費者金融会社から借金をさせ、自己の 生活費や三人の遊興費として使っていたが、被告A1は、被告B1とE1に、借金をさせられる知り合いを捜すようにいい、同月29日、被告B1は、勤務先の同僚であり、性格のおとなしいFを呼び出した(甲6、10、13、18、

27)。加害者らは、Fに対し、暴力団員から金員を要求されているなどと嘘を言い、同日、Fに自身の銀行口座から金員を払い戻させ、また翌30日には、Fに消費者金融会社から借金をさせた上、これらを取り上げた(甲10、11、13)。その際、加害者らは、怯えて抵抗できないFに対し、同人の頭髪をカミソリ等で剃り上げるなどした(甲 11, 13)

1、13)。その際、加害者らは、伝えて抵抗できない下に対し、向人の頭髪をカミソリ等で剃り上げるなどした(中11、13)。
イ その後、加害者らは、Fに虚偽の口実を言わせて会社を休ませ、約2か月にわたって連れ回し、ホテルなどに泊まらせて、因縁をつけては脅迫や暴行を加えるなどして事実上監禁状態に置き、Fに複数の同僚や友人から金員を借りさせ、または下両親から金員を送金させたうえ、合計約600万円以上に及ぶ金員を取り上げ、自分達の遊興費やホテル代、旅行代等に費消していた(甲7、22、48)。
ウ 加害者らは、Fを監禁し続ける中で、被告A1が中心となって、Fに対して、Fの頭髪や眉毛をそり落としたほか、リンチというべき激しい暴行を継続的に加えていた。その暴行わかの内容は、陰毛をむりやり剃ったり、裸にさせて顔や体に高温のシャワーを浴びせたり、ボットで沸かした熱湯を掛けたり、火傷した箇所を靴べらで叩き続けたり、噴霧した殺虫剤にライターで点火して生じさせた火炎を放りしたりするなどという凄惨なものであり、Fは、加害者らによるこれらのリンチの結果、全身にわたる熱傷や、打撲傷、圧迫傷群、左手掌刺創等の傷害を負った(甲2、3、13ないし16、21、51)
エ 加害者らは、11月30日に原告 C 2 の携帯電話にかけた電話に警察官が出たことから、上記のように下に暴行を加えたうえ、友人等から金員を借りさせてこれを強取したことや下に対するリンチ行為等の犯行が捜査機関に発覚することをおそれ、Fを殺害してその死体を遺棄しようと企て、12月2日午後2時45分ころ、栃木県芳賀郡は町の山林で、共謀の上、Fを発害してその死体を遺棄しようと企て、12月2日午後2時45分ころ、栃木県芳賀郡は町の山林で、共謀の上、Fを発害にさせてうずくまらせた上、その頚部に巻き付けたネクタイを、被告B1及び長1の両の端をおわたの両端を力を込めて引き、頚部を締め付けるという方法で殺害した(以下、Fに対する生前の継続的なリンチを「本件リンチ行為」と、9月29日から12月2日までを「本件犯行期間」と、それぞれいうことがある。)。
(3) 加害者らは、本件犯行期間において、FにG1の同僚や友人から金員を借入させ、また自己の預金を払い戻させ、さらに下両親から送金させるなどして、以下のア及びイのとおり、総額で603万3000円の金員を強取した(ア)G2

```
20万円(甲73,78)
30万円(甲55,72,73)
(ア)
     G 2
     G 3
         (以下「J1」という。)
31万円(甲72,73)
25万円(甲18,弁論の全趣旨)
(エ)
(オカキ)
(オカキ)
                            20万円(甲57,
                                              73)
     J 3
                            20万円(甲72, 73)
10万円(甲72, 73)
      J 4
      J 5
                          171万円(甲57,
      J 6
          (以下「G4」という。)
100万円 (甲35,72,
      G 4
                            65万円(甲72,73)
(\Box)
 コ) J7 65月円(ヤ, 2, , 5, 合計492万円 6計492万円 6計492万円 Fに銀行口座から払い戻させ、または消費者金融会社から借入させた金員ア) 平成11年9月29日 7万円(甲13)イ) 同月30日 30万円(甲10, 消費者金融会社2社)
      J 7
(ア)
(イ)
(ウ)
                           30万円(甲92,原告C2の送金分)
20万円(同上)
              11月22日
(I)
                同月24日
                            14万5000円(甲91, 92)
                同月25日
              12月
```

2日 9万8000円 (甲11) 合計11万3000円

合計11万3000円
ア及びイの総額603万3000円
(4) 加害者らと11月20日に東京の渋谷で知り合って以降一緒に行動していた少年が、12月4日、警視庁 e 警察署に自首し(甲4)、同月5日、Fの遺体が発見されたことにより、加害者らは逮捕され、いずれもFに対する殺人及び死体遺棄により起訴された。この結果、被告A1は、平成12年6月1日、宇都宮地方裁判所において無期懲役に処せられ、これを不服として控訴したが、平成13年1月29日、東京高等裁判所で控訴棄却の判決がされて同判決は確定した。被告B1及びE1は、平成12年7月18日、宇都宮地方裁判所において判決を受け、被告B1は無期懲役、E1は懲役5年以上10年以下の不定期刑にそれぞれ処せられ、同判決は確定した。(5) 被告Dは、普通地方公共団体であり、本件事件当時、D県警察f警察署生活安全課において、同課課長K1(以下「K1」という。)、同課係長K2(以下「K2」という。)、同課主任K3(以下「K3」という。)、同課主任K4(以下「K4」という。)を同警察署警察官として任用していた。

本件の主たる争点は、被告A2及び被告A3に被告A1に対する監督義務違反による不法行為責任が認められるか(争点1)と、被告Dの警察官の対応に国家賠償法1条1項の違法性が認められるか(争点2)と、原告らの損害額(争点3)であり、これらの争点についての当事者の主張は、以下のとおりである。

(争点3) であり、これらの争点についての当事者の主張は、以下のとおりである。 (1) 争点1について(被告A2及び被告A3に被告A1に対する監督義務違反による不法行為責任が認められる

(原告らの主張) ア 責任能力ある未成年者が不法行為を犯した場合に、親権者ら監督義務者に監督義務違反があり、それが未成年者の不法行為と因果関係が認められる場合には監督義務者も責任を負うというべきである。そして、その監督義務定反の有無に当たっては、未成年者と監督義務者との共同生活の事実の存在や経済的依存度等を考慮するべきであり、未成年者の悪性癖が当該不法行為の容と比べて「具軽微であったとしても、当該不法行為が監督義者の时をかし、改善に対している。 というのは「大きなどの対し、というのは「大きなどの対し、というのとでは、大きなどの対し、というのは「大きなどの対し、というのとでは、というのとでは、というのとでは、というのとでは、というのには、というのは、というないは、というのは、というのは、というないるは、というのは、というないるは、というないるは、というないるは、というないるは、というないるは、というないるは、というないるは、というないるは、というないるは、というないるは、というないるは、というないるは、といり、というないるは、というないる。 (原告らの主張)

害者らによるFのら致後も、10月15日から同月18日までの間北海道に行くなど遊興を続けていたのに、帰宅した際に旅行費用の入手先等について何ら問いたださないなど、被告A1が、従前の行状にかんがみれば他人に危害を加える可能性のあることを十分認識し得たにもかかわらず、適切な指導監督をすることもなく、漫然と放任した。その結果、本件事件の意思に至ったものである。

よって、被告 A 2 及び被告 A 3 は被告 A 1 に対する監督義務を懈怠した過失があり、この過失と被告 A 1 の Fに対する不法行為及び F の死の結果については相当因果関係が認められるから、被告 A 2 及び被告 A 3 においても、被告 A 1 の F に対する不法行為に基づく損害について連帯して責任を負うというべきである。 (被告 A 2 及び被告 A 3 の主張)

ア 本件事件当時、被告A1は既に就職をして独立して生計を営む19歳6か月の、限りなく成人に近い少年だったのであり、未成年者のうち、比較的若年で、親子関係の密着度や子の親に対する依存度、親に要求される監護教育の程度、監護教育の実効性等からして、子の行う犯罪に関する予見可能性や回避可能性がある場合とは事案を異にす

る。
 イ 実際、被告A2は、もともと被告A1に対しては厳しく接しており、被告A1が非行を働いたときには、率先して謝罪させ、場合によっては警察に通報して逮捕させるなど、外の親と比較しても極めて厳しい監督を行っている。被告A3においても、できうる限り、被告A1の所在を確認しようと携帯電話に頻回に電話するなどしており、19歳6か月の子に対する監督としては、十分な監督を行っているのであり、過失はない。
 また、被告A1は金銭がらみの非行事件を起こしたことはあっても、重大な傷害事件を起こしたことはなかったこと、17歳の時に保護観察に付されて以降は、被告A1の素行は極めて良好であって、本件事件当時は、既に就職し、女性と同棲するなど、ほぼ独立した生計を立てており、親が始終監督すべき生活実態にもなかったこと、被告A1は、外出の際にも仕事に行くように装うなどしていたこと、本件事件については警察や被害者らから何らの連絡がなく、殺害に至るまで犯行が発覚せず、何らの端緒もなかったこと等の状況からして、被告A2及び被告A3において、被告A1が極めて凄惨な殺害行為に関与することまでは予見しようがなく、本件事件に対する予見可能性がない上、いかなる監督行為をすれば本件事件の発生を回避できたのかも不明であり、結果回避可能性も認められない。したがって、仮に被告A2及び被告A3に何らかの過失があるとしても、本件事件との間に相当因果関係が認められない。

原告らは、被告A2及び被告A3が、被告A1に対していつの時点で、いかなる監督をすべき義務があったのかを具体的に特定しておらず、抽象的な子育での失敗を指摘するのみであって、生育過程での問題点のみで監督義務者の不法行為が認められるのであれば、理論上は成人を含めたあらゆる犯罪者の親に不法行為責任が成立する余地があることになり、不当である。

(2) 争点 2 について(被告Dの警察官の対応に国家賠償法1条1項の違法性が認められるか。)

(原告らの主張)

(原告らの主張)
ア 警察の捜査権限不行使の違法性一般
警察法2条1項は、警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とすると定めており、警察官職務執行法(以下「警職法」という。)5条により、警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、また、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重れな、事家が上記の責務を達成するために警察官に与えられた権限であると解されるが、同時に、犯罪が行われ、あるいは行われようとしていて、人の身体等に危険が及び、あるいはそれを放置するときは人の生命等の安全が確保されない蓋然性があると予測され得る状況の下において、かかる状況を警察官が容易に知り得る場合には、警察官において上記権限を適切に行使し、積極的に捜査・制止行為等の措置を講じ、もって犯罪による人の生命等への危険を未然に防止し、あるいはそれ以上の侵害を防止することはその職務上の義務であると解すべきである。したがつて、人の生命等に対し人の行為により危険が及び、あるいは及ぶ蓋然性があり、警察官がそれを容易に知り得たにもかかわらず、適切な捜査権限・制止権限を行使しなかった場合には、職務上の義務に違背し、国家賠償法上違法であるというべきである。
イ 本件における f 警察署警察官の認識可能性
(ア) 前提事実(2)記載のとおり、本件事件当時、Fの生命、身体に対する侵害が現存していたことは言うまで

が必喝等が取るによっているのではないがとの認識と思いていてことはあられているのではないがとのなどではないがない。また、Fの同僚であるG2及びG3が、11月1日、警察官のBでG1に勤めているG5氏らに伴われて「警察署を訪れ、生活安全課のK3が事情聴取を行っており、その際Fがけがをしていることや恐喝の被害にあったことを話しているのであって、これに反するK3の証言は信用できない。そもそもG3らはFにお金を貸したのは加害者らから脅されたためとG1の上司に伝えたところ被害届を出しに行くことになったのであり、G3らが原告C2らから金銭を返却してもらいたいがために「警察署に出かけたものではない。

権限行使の容易性及び結果回避可能性

一の権限行使の容易性及び結果回避可能性 そして、以上のとおり、f 警察署警察官は、原告らの訴えによって、Fの生命に危険が及んでいることを知り得ていた以上、11月3日あるいは遅くとも同月25日の時点では、Fの身柄を確保するために必要な権限を行使、き作為義務が発生していたというべきである。 具体的には、聞き込みや車両照会、防犯ビデオの内容確認を行った上、必要であれば、G2やG3から、の恐喝事での被害届の受理、場合によっては、G4らからのFを被害者とするある。f警察署警察官にとってこのように支障はなく、で署察署管官にとってこのようなような事務を行使してFの身柄確保のための措置を取ることに支障はなく、であったことは弱らかである。そして、f 警察署警察官は、上記のように、Fをら致しているのが加害者らであり、したがって、Fの家であるから、そのような身柄確保のための措置を取れば、Fの身柄を確保することは容易であり、したがって、Fの家があるから、そのような身柄確保のための措置を取れば、Fの身柄を確保することは認識していたの死もという結果を回避することができたこともまた明らかであった。D県警察本部自身も、チの報告書において、Fの家ができなかった原因と考えているなどと本件事件に対する対応ので警察権限を発動していれば、Fの身体に対する侵害さなかった原因と考えているなどと本件中に対する対応ので警察権限を発動していれば、Fの身体に対するときなかった原因と考えているなどとも25日の時点で警察権限を発動していれば、Fの身体に対する侵害もそこるまでは進行しておらず、加害者らが犯行隠滅のためにFを殺害するという事態を招来することはなかったと考えにでは進行しておらず、加害者らが犯行隠滅のためにFを殺害するというべきである。エ 期待権侵害(予備日に犯罪の対策を基本によるともに、加害者の対策を表すとなるというべきである。

窓の責務であり、上記のような状況における市民の期待及び信頼は法律上の保護に値する利益というべきである。 そして、原告C2及び亡C1は、Fの身体に危害が加えられていることを知り、その無事な救出を求めて、 f警察署に対して幾度となく事情を訴え、防犯カメラで事実が確認できる旨の申告までしているのであり、遅くとも同 月25日の時点においては、原告と亡C1に上記の法律上の保護に値する市民の期待及び信頼という利益が存在してい

月25日の時点においては、原告として「に上記の法律工の体験に辿りる川広の物質及び自復し、フィッグでしたと認められるのである。 しかるに、「「警察署警察官は、上記のように漫然と警察権限を行使せず、原告 C 2 及び亡 C 1 の上記利益を侵害したのであり、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害を賠償する責を負うというべきである。 そして、本件では恐喝及び傷害の被害が訴えられていたこと等原告 C 2 及び亡 C 1 の期待と信頼は切実かつ甚大なもので、本件被害も残忍な虐待を受けた後の犯行隠ぺいのための殺害であったことにかんがみれば、賠償額も上記アないしウの場合と異ならないというべきである。

にアはいしつの場合と異ならないというべきである。 (被告Dの主張) ア 警察の捜査権限不行使の違法性一般 具体的事実関係の下において、諸般の事情を総合的に見た場合に、捜査機関による捜査権限の不行使を違法 と評価する余地があることは認める。 イ 本件における f 警察署警察官の認識可能性

イ 本件における f 警察署警察官の認識可能性 しかしながら、本件事件において、加害者らによるFに対する生命の危険が現在することを容易に認識し得たということはできず、電話で警察官であることを名乗った点を含め、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法と評価されるような職務違背はなかったというべきである。 すなわち、本件事件当時、F 両親にも事件性の認識はなかったのであり、1 1 月 3 0 日の f 警察署への相談、さらには1 2 月 4 日の a 警察署への相談の際も同様であった。F 両親としては、期間が経過するにつれ、金銭上のトラブルよりもFの身を案ずる気持ちが強くなってきたのであろうが、F 両親の警察官らに対する相談は、飽くよい所在を探して連れ戻すという限度にとどまっており、犯罪被害からの救出の要請等ではないという点は、一貫していた。このような原告 C 2 らの認識に基づいた相談から、D 県警察官が認識し得た事実も、素行のよくない仲間と行動を共にしている息子の金銭上のトラブルに困惑するなどした親が、警察の手を借りてでもそうした仲間から息子を引き離したいと苦慮していた様子がうかがえたにすぎず、F が犯罪の被害に遭っているのではないかというようなせっぱいまった。 また、被告 A 1 は、同月30日に原告 C 2 が警察に行っていることを知り、1 2 月 1 日及び同月2 日にかけて初めてFを殺害しようと考えるに至ったのであるから、1 1 月3 日あるいは同月2 5 日の時点で、f 警察署警察官が、F の生命に対する侵害の危険性を事前に予見することは被告 A 1 ら犯人以外の何人にとっても全く不可能であったというべきである。

というべきである

権限行使の容易性及び結果回避可能性

f 警察署警察官には、上記イのとおり、Fが傷害、監禁、恐喝等の被害を受けているといった危険の切迫状況について認識する可能性がなかったのであるから、捜査権限を行使すべき作為義務を負わないし、f 警察署警察官の 行為によってFの死亡結果につながったとも言えない。

工期待権侵害(予備的主張)

の慰謝料は認められない。
(3) 争点3について(原告らの損害額)

(原告らの主張)

F生前の損害

603万3000円

強取金額 Fは、加害者らから、前提事実(3)記載のとおり、本件犯行期間中に、合計金603万3000円を強取さ れた。

(イ) 逸失利益 34万2360円

Fは、加害者らに、本件犯行期間の間、ら致監禁され、一時的に出勤したり、有給休暇扱いとされた日を除く40日について、稼働先に出勤することができなかった。 Fのら致直前までの給与は月25万6781円(甲48)であり、一日当たりの給与額は8559円であるので、これに40日を乗じた34万2360円が逸失刑益となる。

慰謝料 3000万円

Fは、本件犯行期間の間、加害者らから、前提事実(2)記載のような極悪非道なリンチを受け続け、殺害直前には全身に熱傷や打撲傷ないし圧迫群傷、刺創といった傷害を負わされるなど、生き地獄のような日々を過ごしたのであり、これによる肉体的・精神的苦痛を金銭に換算すると、その慰謝料は3000万円を下らない。 イ F死亡よる損害

(ア) 逸失利益 5083万1901円 Fは、本件事件当時、上記のとおり、月25万6781円の給与を得ていたが、同人が死亡した年の4月に就職したばかりの未成年であったことにかんがみると、将来にわたって男性労働者の平均程度の賃金は確実に得られたというべきである。平成11年の賃金センサスの産業計、男性労働者計、学歴計による年収額は562万3900円であって、これを基に、生活費控除率を50パーセントとして、死亡(19歳)の時から就労可能な67歳まで48年間稼働が可能であったとして年収額に乗じると、Fの逸失利益は5083万1901円となる。 (イ) 慰謝料 5000万円 Fは、犯行の発覚をおそれた加害者らによって、全裸にされ、二人がかりでネクタイで首を締め付けられ、窒息死により殺害されたのであり、このような凄惨な殺害方法によって受けた肉体的精神的苦痛を金銭に換算すると、その慰謝料は5000万円を下らない。 ウ 相続

相続

前提事実(1)ア及びカ記載のとおり、原告C2はFの父であり、原告C3はFの姉であるから、Fの死亡とその後の亡C1の死亡により、原告C2は4分の3の割合で、原告C3は4分の1の割合で、それぞれFの上記損害賠償 請求権を相続した

葬儀費用等 236万6303円

原告C2及び亡C1は、本件事件により、Fの葬儀費用などとして236万6303円の出損をし、それぞ れ2分の1の割合で負担した。 亡C1の死亡により、原告C2及び原告C3は、亡C1が負担した118万3152円について、それぞれ

2分の1ずつ相続した。

弁護士費用

以上のとおり、被告A1及び被告B1は、Fを死亡させ、あるいはFに生前与えた損害につき責任を負うから、原告C2に対して1億1514万8190円、原告C3に対して3838万2730円及びこれらに対するFの死亡の日(12月2日)から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各損害賠償金を支払う義務がある。また、被告A2及び被告A3は、被告A1に対する監督義務違反により、上記損害を生じさせたものであるから、上記の各損害賠償金等について、被告A1と連帯して支払う義務がある。また、上記のとおり、被告DもF死亡による損害については責任を負うから、原告C2に対して8513万8518円、原告C3に対して2837万9506円、及びこれらに対するFの死亡の日(12月2日)から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の限度で被告A1、被告B1、被告A2及び被告A3と連帯して損害賠償金等を支払る素務がある。

う義務がある。

、ある。 (被告らの主張) 損害額については不知ないし争う。

当裁判所の判断

事実経過

・ 上記の前提事実のほか、争いのない事実に証拠(甲2、3、6ないし13、18、22、24ないし26、33ないし35、38、39、41、42、44、46、48、49、51、54ないし71、76、77、78、84、86ないし93、丙1ないし18、証人K3、同K1、同G2、同G3、分離前の相被告B2本人及び原告C2本人。書証中、枝番のあるものはそのすべてを含む。)及び弁論の全趣旨により認められる本件の事実経過は、以下のとおり である。 (1)

ケ 同月14日、加害者らは、Fに、携帯電話でFのG1の先輩であるG4を宇都宮市内の書店まで呼び出させた上、G4の自動車の中で、横山と名乗ったE1が同席した状態で、友人であるヤクザの息子から借りた車を運転中、電柱と民家の塀にぶつかって物損事故を起こし、友達は親に言うこともできず、自分で修理代を出したので金がかかり、その友達は明日から旅行に行くので、今日中に金を支払わないといけないなどとうそを告げさせて、金を無心させてG4から金員を巻き上げようとした。 G4は、Fが告げた内容を信じ、全社の仕間は、

G 4 は、F が告げた内容を信じ、会社の仲間だからと近くの消費者金融会社の無人契約機から30万円を借 り出し、Fに交付した

た。」などと答えた。

た。」などと答えた。 被告 A 1 は、G 4 から大金をせしめたことに味をしめ、同月 1 5 日にもG 4 に電話をかけ、「F が確実に金を返させるように手形を作らせたい。手形は大阪で作るのでその手間賃がかかるがそれはだれが払うのか。」などと言って更に金を巻き上げようとしたが、G 4 は「そんなことは知らない。」等と応じ、同日までにG 1 の上司にF に計 1 0 0 万円を貸すに至った経緯を報告した(甲 3 3)。被告 A 1 は、同月 1 7 日にも十数回にわたり G 4 の携帯電話に電話をかけたが、上司からの指示等もあって、G 4 は電話に出なかった。 コーその後、同月 2 5 日、G 2 に対して、再度 F から電話があり、金を返したいから、再度宇都宮市内の書店まで来てほしいなどと告げられたが、G 2 は、F と行動を共にしているであろう加害者らのことを想起して、免停中で率に乗れないから行けないなどと申出を断ると、電話の相手が E 1 に変わり、「うそをつくなよ、こっちはちゃんと金返すって言ってんだから来てもいいだろう。」などと脅すような口調で言われるなどしたため、G 3 と二人で行く旨答え

て電話を切り,金目のものは置いていき,何かあったら逃げようなどとG3と相談した上で,二人で待ち合わせ場所の

ア F両親は、10月4日、FのG1における直接の上司であるG7(以下「G7」という。)から、Fがうそをついて会社を休んでいる旨の連絡を受け、初めて本件事件にかかわる事実を認識した。 Fは、同月5日、G1に出勤した際には、頭はスキンヘッドになっており、まゆも剃られていて、顔にはいわゆるアオタンができ、血が何か所か付いていてけがをした状態であった。G7からけが及び欠勤の理由や両親に5万円送金するよう頼んだ理由などを尋ねられると、Fは、B1と一緒にいたことについては明らかにしたが、その他のことについてはうそを述べた。 同日12日以降は、出社する旨の一方的な連絡はちるよのの、Eの名前が続いたと、同日12日以降は、出社する旨の一方的な連絡はちるよのの、Eの名前が続いたと、同日12日以降は、出社する旨の一方的な連絡はちるよのの、Eの名前が続いたと、同日15日には

日は一日のでは、日本 8,8頁9頁)

。 原告 C 2 は、翌 2 8 日、被告 B 1 の母親である B 2 に F の居所を被告 B 1 が知っているはずであるので本人に確認してほしい旨依頼するとともに、G 1 の人事課にも電話し、F が被告 B 1 と一緒にいることを伝え、被告 B 1 が無関係であると回答した社内調査をやり直してほしいと伝えるなどした。カ 1 0 月 2 8 日、G 1 の人事課は、G 2 及び G 3 と面談し、被告 B 1 が F と一緒に行動していることや,同人らが F に金員を貸していることを聴取した。これにより,G 2 や G 3 においても,F が自分たち以外の同僚や友人らから金を借りていることや会社をずっと欠勤していることを知った(甲 7 7 の 4 、甲 7 8)。原告 C 2 は,同日,G 1 から電話を受け、社内で再調査をしたところ,被告 B 1 がうそをついていることが分かり,F が G 4 以外にも社内の同僚2 名(G 2 及び G 3)から借金をしていたことも分かった旨の回答を受けた。翌 2 9 日,G 1 人事課は,被告 B 1 及び B 2 と面談を行い,F のことについて被告 B 1 に問いただすなどしたが,被告 B 1 は「F 君のことは知らない。」などとうそを突き通し,F の所在については判明しなかった。G 1 としては,この日被告 B 1 から事情を聴取したことで加害者らが何らかの行動を起こすおそれがあると考え,警察に対し被

害届を提出することにした。また、このころ、G2及びG3は、加害者らが会社の寮まで押しかけて金を巻き上げようとしたりする事態をおそれて、G1の社員の勧めで、会社の寮の部屋から引っ越しをし、外出の際などには二人一緒で行動するよう心がけるなどするとともに、Fの身を案じ、「ひょっとしたら、Fはこのまま戻ってこないかもしれない。」などと最悪の事態になることを心配していた。 キ 11月1日、G2及びG3は、G1の上司や同社の警察官OBのG5など4名に伴われて、10月25日に上記のように加害者らに金を巻き上げられたことについて恐喝等による被害届の提出などを念頭に置いて「警察署を訪れたことについて恐喝等による被害届の提出などを念頭に置いて「警察署を訪れたことについて恐喝等による被害届の提出などを念頭に置いて「

れた (甲77の7)

G2とG3は、f警察署警察官のK3により事情を聴取されたが、K3に対して、上記のような金を巻き上げられた事件のあらまし、すなわち、G2については、9月30日に、G3については、10月6日と同月25日に、それぞれ加害者らに脅されるような形で金を貸すことになったこと、犯人は加害者らであり、Fの借金の申出は加害者らにやらされているであろうこと、その際、Fが上記のようなけがをしていたことを訴えたが、K3は、G2が頭髪を染めていることをとがめるなどし、真摯かつ詳細に事件内容を聴取せず、途中から同席したK1が指示したこともあって10分程度で事情聴取を打ち切り、G2やG3らに対して「それでは事件性がない。」などと述べて被害届も受理し なかった。

(3) 11月2日ころからF殺害まで

(3) 11月2日ころからF殺害までア 加害者らは、Fを解放すれば、Fに対する凄惨なリンチや、Fに借金させた上での強盗行為などが露見することを恐れて、Fを監禁状態において連れ回していたが、10月の終わりころ、原告C2がFの携帯電話に電話をかけた際、捜索願を出している旨告げたため、そのことを知った。またそのころ、被告B1が上記(2)カのとおり、G1から呼び出されて、人事課長らからFの居場所を尋ねられるなどしたため、加害者らはG1も被告B1などを疑っていることを知った。また、11月初めにFを連れ回して北海道を旅行していた際、Fが原告C2と電話したときに、原告C2が、Fに対し、「E1と一緒にいるだろう。」と言って問い詰めるとともに、E1使用車両のナンバーを告げるなどしたことから、加害者らはこれについても知ることとなった(甲11、18)。イ 11月2日、J1の父親が原告C2を訪ね、原告C2に対し、J1が同日、金を貸してほしいと無心に来たFの依頼を断ったことや、FがE1と同行していたこと、乗ってきた車両のナンバー、Fのほおにまだ新しい傷があったことがどを伝えた(丙8の1)。

たことなどを伝えた(内8の1)。 これらの出来事を受けて、 たことなどを伝えた(内8の1)。 これらの出来事を受けて、原告 C 2 は、1 1月3日、f 警察署に電話をかけ、応対に出た K 4 に対し、F が乗っていた車両の持ち主の調査を依頼するとともに、F が中学の同級生のところに金を借りに来た際、E 1 と行動を共にしており、同級生の話だと、右腕の肘から先に包帯が巻かれており、右ほおには殴られたようなアザがあったこと等を伝えた。K 4 は、車両の所有者が E 1 であることを調べて、その住所とともに原告 E 2 に伝えたが、F が一人になった際に逃げないのは、F も悪いのではないかなどと述べた(丙8の1)。E 4 は、同日の夜原告 E 2 からの聴取内容を記載したメモ(丙7)を E 5 を E 6 の 9、 E 7 下の動き」及び「F 7 の借金」と題する、それまでの本件事件にまつわる経過などを記載した書面(丙8の1及び2)を、F 7 の捜索の参考にしてほしい旨述べて、同署少年補導嘱託員に手渡して提出した(甲66、69)。

電話を代わった。

見知らぬ相手が電話に出たため、Fが「あんた誰だよ。」等と尋ねたところ、K3は、「警察機に耳を告していたが、Fではなどと言うなどしていたが、Fで携帯電話では、Fが「あんた誰だよ。」などと言うなどしていたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで開機で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していたが、Fで携帯で表していた。Jなどと言うなどしていたが、Fで携帯で表していた。Jなどと言うなどしていたが、Fで携帯で表していた。Jなどと言うなどしていたが、Fで携帯で表していた。Jなどと言うなどしていたが、Fで携帯でありさせていた。Jなどと言なが、Fとは、Fに開きを持ちいてした。Fに原にFに命じてと金 無心することを集からでもした。C2が警察に国はけ出ていた。Lでは、Fに原にFに命じてとなき無いすることと表来のするとしたがら変える。由れまり、Fに原告になして対してかけさせた電話でK3が「警察だ。」と必見したは、Fに原告になして対してかけさせた電話でK3が「警察だ。」とと見したに下にのより、Fを表してその使用車両を変めることが表した。E目は、J2とした際に直接してをでの使用を表したで表しまり、Fを表してそのの変に表しました。そのの表しまで表した。Fを表したで表しまり、Fの表には表した。第に母親が自ら中で表したが、Fの表に表している。Fを表によりとして受圧しる人を表した。その使用を両で変事数を起こしたことが原告してここのはの表が明持ちを連また。同日のはして受圧しる人を表した。そのを使に表しているに対した。Fを表して、Fを表には表して、Fを表には表して、Fで表に表して、Fで表に表して、Fで表には表したが、Fの表には表して、Fで表に表した。Fで表には、Fで表には、Fで表には、Fで表には、Fがまには、Fが表には、Fが

4)

加害者ら間の関係及び本件犯行期間における加害者らの帰宅状況

ア 加害者らの中では、被告 A 1 が、被告 B 1 及び E 1 に指示して借金させ、また F から強取した金員を管理していたほか、被告 B 1 及び E 1 に、 F に対するリンチをするようにし向けたりするなど、加害者らの行動を決定し、 F 殺害に関しても、これを提案して被告 B 1 及び E 1 を説得した上で殺害方法について謀議をとりまとめていた(甲 7 0, 71)

0, /1)。
イ 被告A1は、10月1日、使用していた自動車で事故を起こしたことで被告A2からしっ責された後、同月10日及び同月20日に少しの間立ち寄った以外には、余り自宅に戻らなくなっていたが、同月21日及び22日には自宅に泊つた。その後、被告A1は、10月31日と11月2日に自動車の月賦ローンの支払代金を被告A3に渡した際のほか、12月1日に再度自動車のローンの代金を被告A3に支払に来て同日宿泊するまでは自宅に戻らなかった。なお、本件殺害行為の犯行日である12月2日は午前6時30分ころ自宅を出て、犯行に赴いており、犯行後の同月3日も早朝自宅に立ち寄るなどした(甲37)。
被告B1は、9月下旬ころからほとんど自宅に戻らない状態が続き、本件犯行期間のうち、10月中旬の早朝ころにFを伴っていったん家に立ち寄り、また11月末に被告B1のいとこの結婚式があった際に自宅に戻ったのみであった(甲38)分離前の相被告B1B2)。

朝ころにFを伴っていったん家に立ち寄り、また11月末に被告B1のいとこの結婚式があった際に自宅に戻ったのみであった(甲38、分離前の相被告B1B2)。 E1は、9月28日ころから自宅に帰らず、被告A1に誘われて勤めていたI1にも出勤しなくなったが、 10月1日ころにはF及び被告A1、被告B1とともに自宅に戻った。また、同月19日か20日にわずかな時間帰宅 し、11月18日から同月19日まで自宅に戻ったが、同日、北海道で働くなどと言って、再び家を出ると、同月28日に被告A1とともに一旦帰宅したのを除いて、自宅に帰らないまま、本件事件により逮捕された(甲40)。 なお、加害者らは、本件犯行期間のうち、10月15日から同月18日まで、11月5日から同月6日まで、同月10日から同月13日まで、同月15日から同月16日まで(なおこの回はE1のみ同月17日に帰京)の少なくとも4回、Fから強取した金員を使って、Fを伴い、いずれも北海道に航空機を使って旅行していた(甲7、2

)。 2 争点1について(被告A2及び被告A3に被告A1に対する監督義務違反による不法行為責任が認められるか。

前提事実のほか、争いのない事実に証拠(甲6,9, (1) 29ないし31,37,38,47,58,79,証人

(1) 前提事実のほか、争いのない事実に証拠(甲6、9、29ないし31、37、38、47、58、79、証人A3)及び弁論の全趣旨を加えると、以下の各事実が認められる。
ア 被告A1は、幼少から活発な性格であったが、小学校時代から勉強は全くせず、成績は芳しいものではなかったため、被告A2は被告A1に対して兄と比較し、「兄さんを見習って勉強しろ」等としっ咤激励していた。
被告A1が7歳ころから3年間、被告A2は仕事のため単身赴任をしていたこともあり、被告A1に対してよく面倒を見られない状態であった。この前後から、被告A1は勉強には無頓着になる一方、いたずらなど人の気を引くことで自分の存在感をアピールする面が見られるようになった。そして、小学校の高学年になったころには、体も大きくなってけんかも強くなり、勉強をしないグループの中心的な立場に立つようになり、このころから、外の児童を殴ったり、外の児童から金を借りたのに返さない等の問題行動が見られるようになった。被告A2は、これに対してことあるごとに注意したのに対し、被告A1は、「今後はこのようなことはしない」などと謝罪するものの、口先だけその

音句がら被音周は出されず、被音A「は処罰を受けなかった。このころも、被音A「は、焼鳥店の仕事も仕事かっらいと言っては何度も自宅に逃げ帰るような状態であった。 また、このころ、被告A1は、いわゆるテキ屋から金を借りて返さなかったことなどからトラブルとなり、 被告A2らの住む自宅が襲われ、玄関のガラス戸を割られるなどした。被告A2は、k署に被害届を出すなどして犯行

告の主張には同調できない。

日の主版には同詞できない。 ウ これらの諸事情を勘案すれば、本件事件当時、被告A2及び被告A3において、被告A1に対して自動車を 買い与えたこと等非難されるべき一定の落ち度は認められるものの、本件事件に関する具体的認識を欠いていた以上、 既に19歳となっていた被告A1の行動を効果的に統制したり、監督したりすることは現実的には著しく困難であった というべきであり、道義的非難を超えて、監督義務違反を認めることはできない。 したがって、被告A2及び被告A3に、本件事件、すなわち、被告A1を含む加害者らによるFの殺害等に ついて、被告A1に対する監督義務違反を認めることはできず、被告A1との共同不法行為責任を肯認することはでき

ない。

(2) 以下、本件につき、上記①ないし④の各要件についての該当の有無を検討する。 ア Fに対する危険の切迫状況 Fが加害者らに本件犯行期間の間リンチや金員強取を受け続けたことは前提事実(2)及び上記 1 認定事実(1)ないし(3)のとおりであり、この間、Fに常にその身体、生命及び財産等に対する重大な危害が加えられるおそれが存在 し続けていたと認められる。

危険切迫に対する警察官の認識及び認識可能性

イ 危険切迫に対する警察官の認識及び認識可能性 (ア) そこで、F両親から捜索願等を提出されて以後、f 警察署警察官において、そのような状況について認識していたか、又は、認識する可能性があったかについて検討するに、前提事実及び上記1(1)ないし(3)の各認定事実によれば、10月18日に亡C1から家出人捜索願を受理した刑事課のK5は、その聴取内容から、Fに対してヤクザが金員を要求している点で、Fを被害者、氏名不詳のヤクザを加害者とする恐喝に該当する可能性もあると判断していたこと(上記1認定事実(2)ア)、そのようなK5の判断は、最初制談受理簿に記載されており、家出人捜索願の受理といれたこと(上記1認定事実(2)ア)、そのよりなK5の判断により認識しておくべき事項であったこと(K3は暴力可関の時点においても承知していたか、引継ぎにより認識して信用できない。)、K3は、10月19日間の時点において、G4に対する事情聴取にとどまらず、携帯電話の所有者の調査や携帯電話使用者の人定及び前歴捜査、らにはG4に対して写真を示しての面割り等所要の捜査を遂げており、その結果被告A1が恐喝の非行歴を有していたこと等を把握していたこと、これらの捜査の結果G4に被告A1に近づかないように助言していること、K3の供述(内17、証人K3)からしても、K3は、G4から、G4の本件事件後の供述内容(甲35、上記1認定事実(1)ケ)とほぼ同様の内容を聞き取ったと推認されること等の事情がらして、G4が消費を融合といるとしても、K3は、G4から、G4の本件事件後の供述内容を聞き取ったと推定していたととでいて、単なるFとG4の間の金員の貸借ではなく、「藤原」と名乗っていたを告入いらの恐場によるG4からの詐欺等の犯罪ではないか等との疑いのとと思りに担えるのよるいは被告A1及びFらの共謀によるG4からの詐欺等の犯罪ではないか等との疑いる方にいるであろうことで金を貸すことになったことや、犯人は加害者らであり、Fの借金の申出は加害者らにやらされているであろうこ

と、その際、Fが顔全体が腫れ上がってけがをしていたこと等について事情聴取の結果聞き及んでいたことが認められ

る。本件事件における加害者らの下からの金員強取の手口は、上記1認定事実(1)イないしコのとおり、相当巧妙で、金員を交付した第三者らにおいても事案の真相に気付きにくい構造となっており、恐喝等による事件の立件に高いても問題をはらんでいるにせよ、犯人が、被害者の弱みにつけ込んだり、暴行脅迫を加えるなどして被害者とてと被害者においれば犯罪の片棒を担がせるような形で犯行に関与させて新たなな被害者に別に取り込み、そのような被害者にいわば犯罪の片棒を担がせるような形で犯行に関すされることとが表言あることが、殊に暴力団関係者等奸智に長けた者によって行り、珍しいとまではいえない犯罪類型であって、いやしくも犯罪捜査に携わる者であればこまのようならの事実であり、珍しいとまではいえない犯罪類型であって、いやしくも犯罪捜査に携わる者と母れば出まのようならの職取内容とG2及びG3からの氏のな当然わきまえておくべきものといえる。これを前提とすると、K3が、G4からの聴取内容とG2及びG3かの氏の取内容の類似性に気付かないはずはなく、また、G2及びG3が話した、Fと一緒にいた被告B1及びE1以外の原の、「G2及びG3は、自分達を被害者、加害者らを加害者とする恐喝の被害届を提出しに来たこと自体は明らかを加え、「日本の内容(甲34、55、78等)を見ても、Fのけがや借金の申入れの際にも加害者らに表示であるいた。その供述の内容(甲34、55、78等)を見ても、Fのけがや借金の申入れの際にも加害者となって、その供述の内容(甲34、55、78等)を見ても、Fのけがや借金の申入れの際にも加害者となって、そのによるとなど、Fによる借金の事入れが加害者らが利害者らい利害者らい利害者らい利害者らが利害している。とも十分認識できたと認めるのが相当でも生命等に対する危険が切迫していることを認識していたか、仮にしていなくとも十分認識できたと認めるのが相当である。

なお、生命に対する侵害は、身体に対する侵害の結果として生じるものであるから、両者を区別する必要はなく、また、身体に対する加害の危険性が認められれば、警察官の権限行使を期待すべき状況にあるといえるから、警察官の権限不行使の合理性を判断する認識可能性に関する判断に当たって、生命に対する危険が切迫していることま

する被告Dの主張は失当である。

れたことを知るまでは、Fが事件の被害に遭っていたとの認識はなかったのであり、実態としては、素行の良くない仲間と行動を共にしているFの金銭上のトラブルに困惑し、そうした仲間から息子を引き離したいと苦慮していたもので、捜索願等も本人の所在確認を目的としており、Fを何らかの犯罪被害から救出しようという意図はなかったとみるほかなく、原告C2から、f警察署等の警察官に対して犯罪者の手から救出してほしいというような趣旨の要請がされたことは一度もないから、原告C2の相談を受けていたf警察署等、被告Dの警察官において、Fの危険切迫を認識す 原告C2の相談を受けていたf警察署等、被告Dの警察官において、Fの危険切迫を認識す -度もないから,

もちろん、原告C2において本件事件の事案の真相を確かにつかむことなどできようはずはないから、原告C2の認識が疑いにとどまっていたこともまた明らかであって、この点から見れば、同月27日にJ1の件(上記1認定事実(2)オ)に関し、J1に強く拒否されたことから、現場に行かず、また証拠さえつかめば警察が動いてくれるという意識から、直ちに警察官に連絡して臨場を要請しなかったとしても、取り立てて不自然とまではいえない(むしろ、K3らのそれまでの対応からしてこの時点で原告C2からその旨要請を受けたとしてもこれに応じたか極めて疑問 である。)。

また、同様に、11月半ばころから、加害者らの金員強取の手段がFの友人らからの借金からF両親に対する金の無心に変化し、連日のように加害者らに指示されたFが電話をかけてくるに至って、それまでの本件事件に対する対応に奔走してFの行方を追い、警察等に頻繁に足を運び、かつ、Fが加害者らにさせられることとなった借金の処理等にも追われるという状況の中で、F両親のFに対する信用が一時的にであれ揺らぎ、あるいは、疲労困憊した状況の中休息が必須であったために、Fからの電話が来ないように電話線を抜いたとしても説明の付く自然な行動といえるのであって、これらの行動をもって、F両親の認識が被告Dの主張するようなものであることを証する行動である とは到底いえない。

とは到底いえない。 かえって、F両親は、上記のとおり、再三にわたって f 警察署警察官などにFの傷害について訴え、殊に 1 1月25日には顔の火傷という自傷等によっては負い難い傷害について言及している上、 1 0月28日には、G 1 に対して被告 B 1 の関与が疑われる旨告げたり(上記 1 認定事実 (2) オ)、 1 1月30日には、E 1の両親やB 2 に対して上記 1 認定事実 (3) オのとおり述べており、原告 C 2 の話を聞いた E 2 において、上記 1 認定事実 (3) キのとおり警察に相談したりしていること、原告 C 2 が 1 2月3日に被告 A 2 宅を訪問した際のやりとりも上記 1 認定事実 (3) キのとおりであったと認められること、上記の原告 C 2 が 1 2月2日に K 6 に行った相談内容等に照らせば、Fの失踪の裏に加害者らがおり、Fが傷害をも負わされている可能性があるとの原告 C 2 の認識が強くうかがえるというべきであって、この点に関する被告 D の主張は、失当である。 ウ 権限行使の容易性

権限行使の容易性

例えばG6 (上記1認定事実(1) 4初より抱き、Fに対して真相に る嫌疑は、起訴等はともかく、逮捕状を請求することができる「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」(刑事訴訟法 199条1項)には達していたものと認められ、必要な裏付け調査を行えば、 f 警察署警察官において逮捕状請求を行うについて支障はなく、仮に、 f 警察署において強制処分に慎重を期すことを考慮したとしても、加害者らに対して重要参考人として事情聴取を行うことは必須であったこと、その時点で、被告A1及び被告B1については、人定が取れており、住所等も判明していたこと、そして、E1についても、E1の高校の先輩であった上記G6から事情聴取すれば人定は取れたといえるし、10月27日のJ1のところにFと加害者らが訪れた際の張込み(上記1認定事実(2)オ)や11月2日のJ1の父親からの情報提供(同(3)イ)によって、E1使用車両のナンバーも早晩判明することになったであろうことに照らせば、加害者らの自宅への張込みをはじめとする所在捜査や、E1使用車両に対していわゆるNシステム(全国の道路網に設置された走行車のナンバーの記録装置)による探索等を行うことは可能であり、かつ、容易であったと推認される であったと推認される。

結果回避可能性

工 結果回避可能性 Fは、12月2日、11月30日の原告C2への電話の際、K3が警察であると名乗ったことが引き金となって、加害者らによって殺害されているところ(甲70、71、前提事実(2))、仮に、11月1日の時点で加害者らによるFに対する暴行や傷害をも視野に入れた形での恐喝事件として取り扱って捜査を開始したとすれば、このような偶発的な事情による加害者らの認識の変化とそれに伴う加害者らの証拠隠滅の一環としてのFの殺害はなかったと考えられるが、警察官作成の死因等意見聴取結果報告書(甲51)によれば、Fは仮に加害者らによって絞殺されておらず、そのまま放置されていた場合であっても、全身に受傷していた火傷の状態がひどく、少なくとも数時間から1日くらいで死亡していたというのであり、Fに死の結果が生じていたであろう時点としては、おおむね12月2日ないし3日を前提とするのが妥当である。

前提とするのが妥当である。
そこで、その時点までに下の身柄を確保できたかを検討するに、加害者による下に同僚や友人らららさせた。
無心や懇願をさせているものと認められるが(甲84,丙13の1, 丙15の2,原告C2), J6に借金を社た金銭の無心や懇願をさせているものと認められるが(甲84,丙13の1,002,原告C2), J3等)。
にすると、上記の下の同僚や友人らに対する事情聴取等の捜査を行っていれば、既に犯行に遭った者らに対して、を強取した犯行は、11月2日及び同月4日にもされていたことが認められるが(甲24,25,73等)。
にした犯行に関しては、11月2日には間に合わないとしても同月4日の犯行に当ったおら、特にしきいいの現場に直接をでいると、11月2日には間に合わないとしても同月4日の犯行に当たっては犯行の現場に直接でいた。
「原告と、11月2日には間に合わないとしても同月4日の犯行に関しては、上記認定事実(3)エのてはたいます。
「原告とでが銀行口座を通した振込みと下による「2支店での預金払戻しによる金銭授受が3回にわたっていまた、11月1日に捜査が開始されていれば、原告C2が銀行口座を通した振込みと下による「2支店での預金払戻しによりまる金銭投受が3のでいるところ、11月1日に捜査が開始されていれば、原告C2が最近によります。「日本ではできたというの段間においら、同銀行によるではできたといるを表に対してその旨連絡さり、「同るなどの段取りを整えてその支店に張り込んだり、また、送金日からの段取りを整えてその方店に張り込んだり、また、のの保負に金員の払戻した可じを引きとしておけば、下が2支債を依定しておけば、下が2支債を依定しておけば、下が2支債を依定しておけば、下が2支債を依定しておけば、下が2支債を依定しておけば、下が2支債を依定しておけば、下が2支債を依定しておけば、下が2支債を表しておけば、下が2支債を依定しておけば、下が2支債を表しては、下が2支債を表しておけば、下が2支債を表しては、下が2支債を表しておけば、下が2支債を表しては、1000円に対しは、1000円に対して めるのが相当である。

めるのが相当である。
加えて、Fが加害者らに連れられて北海道に旅行に行っていたこと自体は原告 C 2 及び E 2 においても認識している(上記 1 認定事実(3) ア、(4) イ、甲39、84)から、このことを聴取した上で航空会社に照会をかけ、F 及び加害者らが北海道に到着する際や帰京する際の航空機を調査し、空港で張り込んで身柄を確保することは、11月1日以降少なくとも3回に渡って北海道旅行がされていること(上記 1 認定事実(4) イ)からすれば、極めて容易と考えられ、この方法によっても、F 及び加害者らの身柄確保の可能性は相当に高いというべきである。さらに、上記 1 の認定事実(4) イのとおり、被告 A 1 は1 1 月 1 日以降、同月 2 日と 1 2 月 1 日には実家に帰宅していたこと(甲37)、E 1 も、1 1 月 1 8 日及び同月 1 9 日、さらには同月 2 8 日には自宅に帰宅していたこと、同月 3 日において原告 C 2 からの情報提供により、E 1 の使用車両のナンバーやE 1 の実家の住所が判明していたこと(上記 1 の認定事実(3) イ)、被告 A 1 の使用車両についても被告 A 2 及び被告 A 3 に尋ねるなどして調査を行えば容易に判明したこと等にかんがみると、E 1 が同月 1 8 日に帰宅した際に逮捕あるいは任意で事情聴取するなどして、上記の加害者らに対する所在捜査が同月のうちに奏功し、F の身柄確保に至った可能性は同様に高いと認められる。以上の検討を総合すると、f 警察署警察官において、F が死亡するに至るまでに加害者らを身柄拘束するとじて、F の身柄を確保することができ、F の生命を救い得たことを是認し得る高度の蓋然性が認められるというべきである。よって、f 警察署警察官が上記のように警察権を行使することによって加害行為の結果を回避することが可能であったと考えるのが相当である。

(3)

(3) 結論 したがって、f 警察署警察官が職務上の作為義務に違背して警察権を行使しなかったことにより、加害者らによるFの殺害行為の招来を防止できず、Fが死亡するに至ったといえ、このような f 警察署警察官の警察権の不行使は国家賠償法 1条 1 項にいう故意又は過失による違法な公権力の行使に該当するから、被告 Dは、Fの死亡について損害賠償責任を負うというべきである。 4 争点 3 について (原告らの損害額) 被告 A 1 及び被告 B 1 が、F に対して、人間性を欠いた犯罪行為を加え続け、殺害するに至ったことは前提事実 (2)記載のとおりであって、同被告らにおいて特に争わず、また、F の生命が奪われたことについて、F の死に至るまで必要な捜査権限を何ら行使せず、結果発生防止の機会をみすみす逃した被告 D も F の死亡による損害についてはその責任の一端を負うというべきであり、F の死亡による損害については加害者らと被告 D は連帯責任を負うと解するのが相当であるところ(もっともこれらの内部関係においては被告 D の負担部分はもとより存在しない。)、同被告らの不法行為による損害額が問題となる。なお、被告 B 1 は、受刑中であって本件訴訟について訴訟代理人も選任しておらず、一度も出廷していないが、弁論の全趣旨により損害については争う趣旨と解する。 (1) F 生前の損害 Fの死に至るまで

ァ F生前の損害 (1)

強取による損害 Fは、加害者らから、前提事実(2)記載のとおり、本件犯行期間の間、合計603万3000円を強取され

なお、Fの損害には消費者金融会社からの借入れによるものも含まれ、これには当然利息等が生じているところ、実際に原告C2はこれについても後日弁済を行っているが、原告らの訴状によれば、これらについては請求しないものと考えられるので、上記金額を損害額と認める。

生前の休業損害

・ 下間、本件犯行期間の間、加害者らにら致監禁され、G1に出勤することができなかった。Fは、11月30日にG1に退職届を提出しており、G1においても同月24日付でFを諭旨退職処分としているが、その後、G1において、平成13年4月19日付けで同処分を取り消し、Fは死亡による退職と取り扱われている(甲75)から、死

亡の時点まで在職していたと認められる。そうすると、Fがその死亡の日までG1に勤務していた前提を採るべきであるから、本件犯行期間におけるG1の勤務日のうち、一時的に出勤できた日を除き、欠勤扱いとなった日と有給休暇を取得した日(Fは加害者らにら致監禁されたためにやむを得ず有給休暇を取得せざるを得なかったであるから、有給休暇についてもいわゆる休業損害と認めるのが妥当である。)を合計した日数は41日と認める(甲48)。 Fのら致直前までの3か月の平均給与(平成11年8月分ないし10月分)は月22万8521円(月平均実働日は20日。甲48)であり、一日当たりの給与額は1万1426円であるので、これに41日を乗じた46万8466円がFの休業額と、同類を認める

0円であるから、 同額を認める。

慰謝料

Fは、何らの落ち度もないのに、2か月もの間熱湯を浴びせかけられたり、口淫や飲尿等の強要、スプレーに付けた火炎を浴びせる等の常軌を逸した通常人の感性による理解を超える残忍極まりないリンチを加えられ続け、全身の皮膚の80パーセントに及ぶ熱傷を始め数々の傷害を負わされるなどしているのであり、加害者らにら致され、連れ回されていたときの辛さ、不安、絶望感は余りに痛ましいものである上、借財等を強制され続け、F両親に対しても自らが金をせびっているかのごとく終却され、真実が大きななない中で親子の関係が壊されました。たちにの心をは も、自らが逃走した場合にF両親に加えられかねない危害等を考慮して加害者らの下から逃走しなかったFの心痛は余 人の安易な想像を許さないものであること(甲49)等本件訴訟に現れた資料を総合すると、生前加害者らから加えら れた不法行為による慰謝料は、1000万円をもって相当と認める。 エ アないしウ合計 1637万5360円 (2) F死亡による損害

死亡による逸失利益

Fは、本件事件当時、G1に勤務し、平成11年10月支給分で25万6781円の月給(甲48)を得るなどしていた(なお、上記のとおり、Fはその死亡の時点までG1に勤務していたと認められる。)が、Fは高校卒業後平成11年4月に同社に入社したばかりの若年労働者であり、勤務していたG1も有数の大企業であることにかんがみれば、Fの基礎収入は、死亡の時点である平成11年度の産業計、男性労働者計、学歴計による賃金センサスの年収額(562万3900円)を用いるのが妥当である。同額から生活費50パーセントを控除した額に死亡時の年齢19歳から稼働可能期間である67歳までの48年間に対応する37プニッツ係数18、07771を乗じると、次の計算式 により5083万1901円となり、Fの逸失利益は5083万1901円であると認める。 5,623,900×(1-0.5)×18.0771 =50,831,901(1円未満切り捨て)

「下は、何らの落ち度もないのに、上記のように2か月にもわたって残忍極まりないリンチを加えられ続け、全身の皮膚の80パーセントに及ぶ熱傷を始め数々の傷害を負わされるなどした挙げ句、眼前で自らの死体が埋められる穴を掘る様子を見せられた上で執拗に首を絞め続けられて殺害され、その死体を穴に埋めて遺棄されているのであり、その死による苦痛は甚大なものであるばかりか、穴を掘る様子を眼にした際の恐怖は筆舌に尽くしがたいものであること(甲71)、F両親に対して自ら真実を語れず、失踪以来直接見えることもないまま亡くなったFの無念さは察するに余りあること等本件訴訟に現れた諸事情を総合すると、Fの死亡による慰謝料は3500万円をもって相当と認 める。

ア及びイ合計 8583万1901円

相続 (3)

以上によれば, Fは, 被告A1及び被告B1に対して上記(1)アないしウ,(2)ア,イの損害合計1億0220

万7261円を請求する権利がある。 原告C2及び原告C3は、Fの上記損害賠償請求権について、前提事実(1)カ記載のとおり、原告C2において 4分の3の割合である7665万5446円を、原告C3において4分の1の割合である2555万1815円を相続 により取得した。

原告C2及び亡C1の損害

割合である112万5000円を,原告C3において4分の1の割合である37万5000円を取得している。

弁護士費用

本件事案の内容等を考慮すると、本件事件と相当因果関係のある弁護士費用の損害額は、被告A1及び被告B1並びに被告Dに対するものをすべて含めて、原告C2について675万円、原告C3について225万円と認めるの が相当である。

(6)

したがって、原告C2は8453万0446円、原告C3は2817万6815円の損害賠償請求権を被告A1及び被告B1に対して有しており、このうち、Fの死亡に伴う損害(上記(2)、(4)及び(5))に関する、原告C2について7224万8926円、原告C3について2408万2975円の部分については、被告Dも連帯して責任を負う と認められる。

結語

□ 以上の次第で、原告らの各請求のうち、被告A1及び被告B1に対し、原告C2について8453万0446円、原告C3について2817万6815円及びこれらに対する平成11年12月2日から各支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を、被告Dに対し、被告A1及び被告B1と連帯して、原告C2について7224万8926円、原告C3について2408万2975円及びこれらに対する平成11年12月2日から各支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を、それぞれ求める限度で理由があるからこれらを認容し、その余の各請求は理由がないからこれらを棄却することとし、被告Dの仮執行免脱宣言の申立てについては相当でないから却下す ることとして、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第2民事部

柴田 裁判長裁判官 杰

> 裁判官 今井 攻